

市町における在宅医療・介護連携の 状況等について

平成30年10月31日

三重県医療保健部長寿介護課

平成30年度の在宅医療にかかる議論等の進め方

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県の動き									
市町ヒアリング									
市町協議体における議論									
懇話会									
・各市町の現在の状況について									
・各市町の課題と今後の取組について									
・各市町の取組の進捗状況について									
アドバイザーと市町との意見交換会									
MSW研修会									
データ研修(国→県)									
データ研修(県→市町)									
市町・コーディネーターの意見交換会									
地域包括ケア報告会									
在宅医療介護連携アドバイザー派遣事業									
アドバイザー派遣予定									
・7/20 桑名市(打合せ)、津市(講演会)							・10/18 津市(講演会)	・2/7 津市(講演会)	
・8/18 桑名市(講演会)							・10/19 鳥羽市(打合せ)	・2/8 鳥羽市(講演会)	
・9/15 桑名市(講演会)							・11/2 尾鷲市(講演会)		
・9/21 松阪市(打合せ)、尾鷲市(打合せ)							・12/21 松阪市(講演会)		
委託事業									
その他									

※在宅医療推進懇話会で示した各市町の状況については、各区域の地域医療構想調整会議においても提示していく予定。

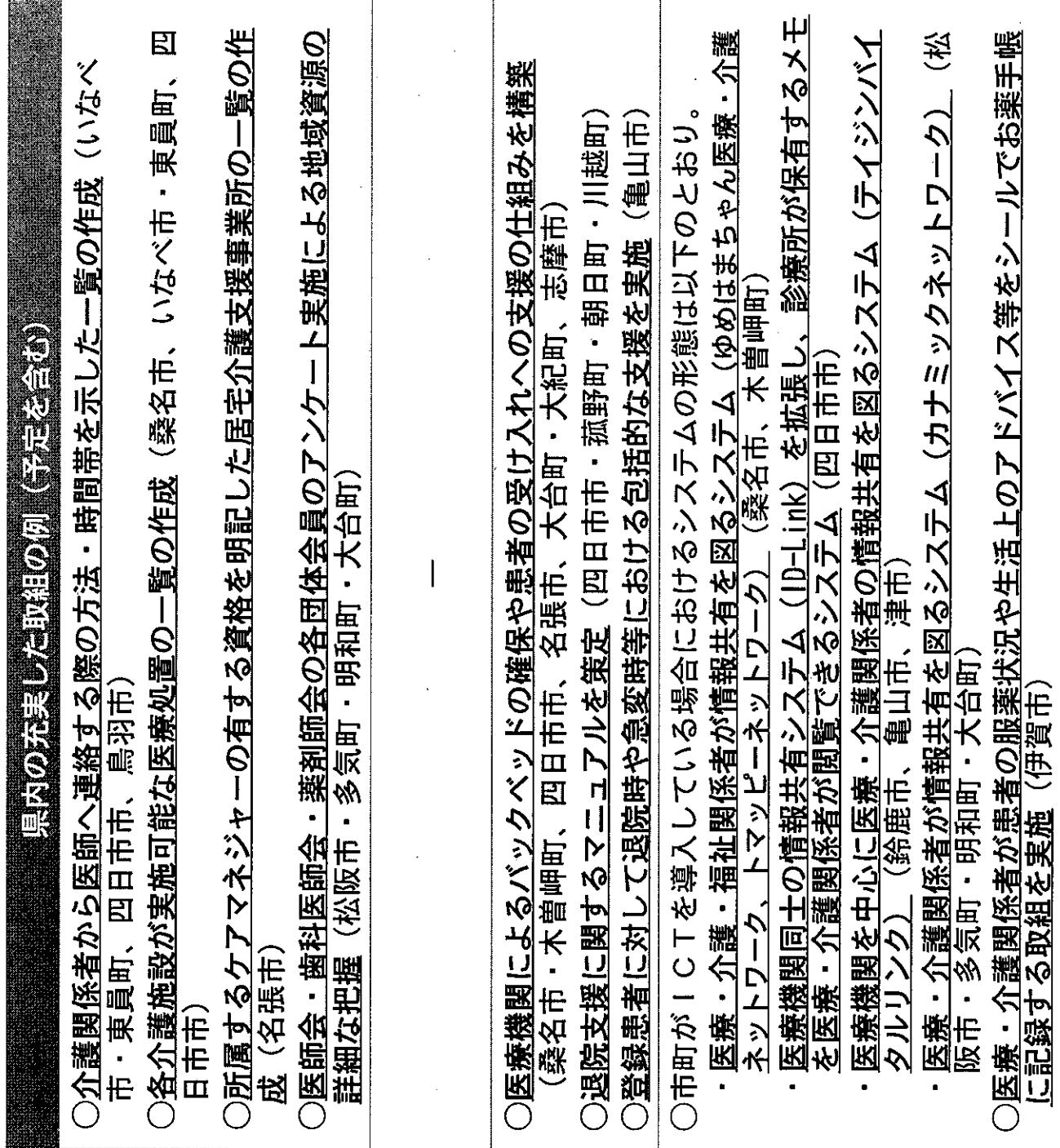
三重県内の概況①

取組全般について

- 平成30年度より、医療計画や介護保険事業(支援)計画の改定が行われ、在宅医療・介護連携推進事業の全ての項目を実施することとされている中、三重県内の各市町において各種の取組が進められている。
- 北勢や中勢伊賀では、在宅医療・介護連携に関する拠点が設置されている地域、関係者の情報共有を図るためにICTが導入されている地域、近隣市町と合同で事業を実施している地域などが既に存在しているが、引き続き、医療・介護関係者の連携を図る取組が進められている。
- 南勢志摩や東紀州では、入退院等による患者の流れや市町単独での実施の困難さなどを踏まえ、広域的な在宅医療・介護連携を図る観点から、以下のとおり、区域内の複数の市町が合同で拠点を設置し、体制の整備・充実を図る取組が進められている。
 - ・松阪地域在宅医療・介護連携拠点・・・松阪市、多気町、明和町、大台町
 - ・奥伊勢在宅医療介護連携支援窓口・・・大台町、大紀町
 - ・伊勢地区在宅医療・介護連携支援センター「つながり」・・・伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町
 - ・紀北在宅医療・介護連携支援センター・・・紀北広域連合(尾鷲市、紀北町)
 - ・紀南地域在宅医療介護連携支援センター「あいくる」・・・紀南介護保険広域連合(熊野市、御浜町、紀宝町)

三重県内の概況②

項目ごとの取組について	
項目	県内の実践的取り組み
①資源の把握	医療・介護資源のリストやマップを作成して対応。
②課題抽出と対応策の検討	医療・介護関係者からなる協議体や地域ケア会議により対応。
③切れ目のない体制構築	体制がどの程度確立されたものになっているかは市町によつて差がある。
④情報共有支援	医療・介護関係者間の連絡票の統一書式を作成して対応。



※ 項目については、在宅医療・介護連携推進事業と在宅医療フレームワークに基づく取組項目を挙げている。在宅医療フレームワークにおける「地域協議体の設置」については②に、「チーム体制の整備」、③に、「緊急時対応にかかる体制の整備」、「レスバイト体制の確保」については⑤に、「人材育成」については⑥に、「相談窓口の設置」に記載。

三重県内の概況③

項目ごとの取組について（続き）

項目	県内の取組の概要
⑤相談支援	地域包括支援センターとは別に拠点を設置している場合、医療・介護関係者からの相談に限定。
⑥研修	「顔の見える関係」を築くための多職種連携の研修会を実施。
⑦普及啓発	地域住民に対する講演会や広報等による情報発信を実施。
⑧関係市区町村の連携	近隣市町と意見交換や情報共有等を実施。
⑨症例支援マニュアルの作成	認知症ケアパスを作成。
⑩家族同士のつながり構築	介護者の交流会や認知症力フェスを実施。

県外の充実した取組の例（予定を含む）

○「顔の見える関係」から更に進んだ関係の構築を図るため、以下のとおり研修内容等の充実が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ・他職種の仕事や役割分担への理解を深める観点から、同職種同士と他職種同士のディスカッションを織り交ぜた研修会を実施（桑名市（※平成30年度予定）、松阪市（※平成30年度予定）） ・マインドマップによる思考や情報整理・見える化した事例検討を実施（名張市（※平成30年度予定）） ・看護職を通じて病院と地域の連携を図る観点から、病院の看護師と訪問看護ステーションの看護職員を対象とした研修会を実施（いなべ市・東員町、名張市）
○市民団体主催の講演会の講師料を補助（四日市市）
○長期の時に受けたい医療やケアを関係者と共有するためのアドバンス・ケア・プランニングシートやエンディングノートを作成（桑名市・木曽岬町、鈴鹿市（※平成30年度予定）、亀山市（※平成30年度予定））
○一部の事業の共同実施（桑名市・木曽岬町、いなべ市・東員町） <ul style="list-style-type: none"> ○複数の市町による拠点の共同設置（P2参照）

* 項目については、在宅医療・介護連携推進事業と在宅医療フレームワークに基づく取組項目を挙げている。在宅医療フレームワークにおける「地域協議体の設置」については②に、「チーム体制の整備」、4。「緊急時対応にかかる体制の整備」、「レスパイト体制の確保」については③に、「相談窓口の設置」については⑤に、「人材育成」については⑥に、それぞれ必要に応じて記載。

参考1

在宅医療・介護連携推進事業

厚生労働省作成資料

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、都市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と都市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ



* 図の出典：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書を一部改変（平成27年度老人保健健康増進等事業）

参考 2

在宅医療フレームワーク

- 在宅医療フレームワークは、三重県独自の取組として、在宅医療体制の整備に際し、概ね必要と考えられる構成要素を基にした一定の枠組みを定めたもの。
- 必要となる定性的指標については以下のとおり。

取組	内容・要件
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">・原則、日中の時間帯に対応。連絡先の周知が行われていること。
地域協議体の設置	<ul style="list-style-type: none">・在宅医療に携わる地域の関係機関から構成されていること。・定期的に地域の体制全般にかかる点検を行うこと。
チーム体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・在宅医療に携わる関係者間から構成されていること。（地域ごとに複数チームの設置を想定。）<ul style="list-style-type: none">・認知症初期集中支援チームが整備され、活動していること。・チーム編成に関するルールが設定されていること。・患者に関する情報共有のためのツールが確立していること。・※可能であれば、チーム内にコーディネーターが設置されていること。・在宅医療に携わる関係者に対する定期的な研修や勉強会等が地域ごとに行われていること。<ul style="list-style-type: none">※県単位で行われる研修等の伝達が行われていることが望ましい。・対応が困難または特殊とされる疾患について支援のあり方にはかるマニュアルが作成されていること。（対象疾患等としては、がん、脳卒中および認知症を想定。）・救急対応が可能な基幹病院（後方病床）の確保を含め、緊急時の連携体制が構築されており、関係者に周知されていること。
レスパイト体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・地域でレスパイトを行う施設を把握していること。・家族に対する支援体制の一環として、地域でレスパイトを行っていること。
家族同士のつながりの構築	<ul style="list-style-type: none">・家族の会など、家族間で情報交換や不安に対する意見交換ができる仕組みが構築されていること。

各市町の在宅医療・介護連携に関する取組状況(津区域)

- 津市においては、津地区医師会、久居一志地区医師会と連携を図り、平成29年7月に両医師会への委託により「津市在宅療養支援センター」を設置するどもに、地区ごとの研修会や講演会を実施している。

項目	津市
①資源の把握	・医療・介護資源マップを作成。
②課題抽出と対応策検討	・「津市在宅療養支援センター」に設置された医療・介護関係者からなる「運営協議会」や「ネットワーク会議」等において課題の抽出や議論を実施。
③切れ目のない体制構築	・「ネットワーク会議」の下の「医療・介護提供体制部会」において検討。
④情報共有支援	・「ネットワーク会議」の下の「医療・介護提供体制部会」において検討。
⑤相談支援	・平成29年7月に津地区医師会及び久居一志地区医師会への委託により「津市在宅療養支援センター」を設置し、地域包括支援センターと合わせて医療・介護関係者や地域住民からの相談対応を実施。
⑥研修	・地区ごとに多職種連携の研修会を実施。
⑦普及啓発	・地区ごとに地域住民に対する講演会を実施。
⑧関係市区町村の連携	・近隣市町が必要に応じて情報共有等を実施。
⑨症例支援マニュアルの作成	・認知症ケアパスを作成。
⑩家族同士のつながり構築	・認知症の家族会で意見交換を実施。

※ 項目については、在宅医療・介護連携推進事業と在宅医療フレームワークに基づく取組項目を挙げている。在宅医療フレームワークにおける「地域協議体の設置」については②に、「相談窓口の設置」については③に、「人材育成」については⑤に、それ必要に応じて記載。